



論説 イングランド新量刑ガイドラインの下における交通事犯の量刑 (2)

著者	岡上 雅美
雑誌名	筑波法政
巻	46
ページ	1-19
発行年	2009-02-20
URL	http://hdl.handle.net/2241/00156138

イングランド新量刑ガイドラインの下における 交通事犯の量刑（２）

岡上 雅美

- 1 はじめに—本論文の視座
- 2 イングランド量刑ガイドラインの鳥瞰図（以上、前号）
- 3 略式手続における交通事犯の量刑——治安判事裁判所ガイドライン
- 4 「交通死亡事故（運転致死）」についてのガイドライン（以上、本号）（未完）

3 略式手続における交通事犯の量刑——治安判事裁判所ガイドライン

本章および次章では、今回ガイドライン化された交通事犯、すなわち2008年12月現在、確定版として公表されている「治安判事裁判所ガイドライン（Magistrates' Court Sentencing Guidelines）」の第4部「自動車運転犯罪（Motoring offences）」および「交通死亡事故（Causing Death by Driving）ガイドライン」を取り上げる。これらのガイドラインは、18歳以上で、有罪判決を受けた初犯者（first time offender）¹に適用される。

イングランドおよびウェールズでは、刑事裁判は2つの種類、すなわち略式裁判（summary trial）と正式起訴裁判（trial on indictment）がある²。前者の略式裁判は治安判事裁判所において、後者の正式裁判は、刑事法院（Crown Court）で行われるとされ、また、刑事法院は正式起訴事件の第1審であると共に、略式起訴事件の上訴審でもある。實際上、ほとんどの刑事事件は、治安判事裁判所で開始されるという。交通事犯も、多くの犯罪類型が重大ではなく（less serious）、略式裁判が行

1 Criminal Justice Act 2003, section 143（2）によれば、初犯者とは、加重要因として取り扱われるべき有罪判決を受けていない者をいう。

2 これらについては、田中英夫編『英米法辞典』（1991年）の該当箇所、田中英夫『英米法総論下』（1980年）376頁以下、フィリップ・S・ジェームズ（矢頭敏也監訳）『イギリス法（上）』（1985年）83頁以下を参照。

われるが、ガイドラインに示すように、いくつかの犯罪は刑の重さに応じて、治安判事裁判所で判決される場合もあるが、刑事法院に付託されることもでき、また、4で扱う「交通死亡事故ガイドライン」の①危険運転致死罪および②飲酒および薬物影響下運転致死罪は、いずれも2003年刑事裁判法の目的により重罪とされ、正式起訴裁判で処罰される。

治安判事裁判所ガイドラインは、同裁判所で刑が科されることの多い犯罪を対象とするものである³。ガイドライン原典は、これを通読せずとも、一応、当該犯罪類型の箇所ですべての手順が理解できるような体裁となっているが、本稿では、重複部分については重ねて記述しなかった。各ガイドラインで共通に、以下の量刑手順が記述されている⁴。

【犯罪の重さ（有責性と損害）の評価】

A. 出発点（starting point ガイドライン表の中では、S.P.の略語を用いた）の確定⁵、および、B. 加重要因および軽減要因の影響の考慮からなる。ガイドラインには、典型例が記述されているが、これは制限列举ではなく、審議会ガイドライン「共通上位原則：犯罪の重さ（Overarching Principles: Seriousness）」に掲げられる一般的加重・軽減要因を援用することもできる。この簡易版が、治安判事裁判所ガイドライン末尾に付録としてつけられている取外し式カード（pullout card）である。ただし、これらの一般的要因も網羅的なものではなく、これ以外の要因を考慮することを排除するものではない。

【適切な刑についての仮見解を作り、その後、行為者関係の軽減要因を考慮する】

量刑決定者は、犯罪の重さから量刑を仮決定する。その後、行為者についての軽減要因（offender mitigation）を考慮する。これも上述の審議会ガイドライン（および取外し式カード）に掲げられている事情等を考慮する。例えば、悔悟（remorse）と取調べ時の警察に対する自供（admission to police in interview）はつねに軽減要因となる。

【有罪の答弁を理由とする減刑の考慮】

3 Magistrates' Court Sentencing Guidelines, Definitive Guideline, 2008, p.15.

4 ここでは、交通事犯に関する各ガイドラインに付されている手順を記述した。一般的なガイドライン量刑手順については、前稿「イングランド新量刑ガイドラインの下における交通事犯の量刑（1）」筑波法政第45号（2008年）97頁以下を参照。

5 有罪の答弁を行っていない初犯者を出発点とする。

【損害賠償を含む追加命令（Ancillary Orders）の考慮】

追加命令は多種のものがあり、ガイドラインに列挙されている⁶。とくに交通事犯に関連するものとしては、運転資格に関する資格剥奪⁷と車両の剥奪命令である。なお、裁判所は、傷害結果等が生じた場合には、つねに損害賠償命令を考慮しなければならない⁸、それを行わない決定をしたときには理由を付さなければならない⁸。

【刑の決定・量刑理由】

なお、本稿では、後述4も含めてガイドラインそのものを再現した翻訳ではなく、——もちろん情報の正確さは保障した上で——加筆補充した箇所や簡略化した箇所がある。各犯罪類型の順序はガイドライン通りであるが、各犯罪類型の冒頭に付した通し番号は、本稿での整理のために便宜的に付したものである。

（1）不注意運転⁹（略式裁判のみ）

刑の上限：レベル5の罰金¹⁰

免許証への違反事項必要的記載および任意的資格剥奪。資格剥奪をしない場合、3 - 9点の賦課。

【犯罪の重さ（有責性と損害）】

A. 出発点の確定

行為の性質の例	S.P.	量刑幅
低スピードでの、集中力の瞬間的欠如または判断ミス	A 枠 ¹¹ の罰金	A 枠の罰金 3 - 4 点 ¹²
スピード、誤操作もしくは道路状況への注意の不十分さに起因するコントロール喪失または対向車の前を不注意に右折	B 枠の罰金	B 枠の罰金 5 - 6 点
性急な追い越し操作の結果、車両衝突が生じた場合、または危険に境を接した運転	C 枠の罰金	C 枠の罰金 資格剥奪の考慮または 7 - 9 点

6 Magistrates' Court Sentencing Guidelines, *op.cit.*, pp.168-174.

7 資格剥奪については、脚注12を参照。

8 Powers of Criminal Courts (Sentencing) Act 2000, ss. 130 (1) and 130 (3).

9 Road Traffic Act 1988, s. 3.

10 罰金刑の種類については、脚注11をも参照。レベルは、上限を定める規定方式であり、それぞれレベル1は200ポンド（2008年11月現在で約2万8,000円）以下、レベル2は500ポンド（約7万円）以下、レベル3は1,000ポンド（約14万円）以下、レベル4は2,500ポンド（約35万円）以下、レベル5は5,000ポンド（約70万円）以下である。

B. 加重要因および軽減要因の考慮

重い責任を示す要因

1. スピード超過、2. 運転中に他の作業を行っていた、3. 乗客の輸送または重い積載、4. 疲労

損害の程度が重いことを示す要因

1. 他の者への傷害、2. 他の車両または財物への損害、3. 近くでの交通量・歩行者数が多い、4. 子供がいそうな時間で、学校等に近い場所

低い責任を示す要因

1. 危険が小さい、2. 運転者の未経験、3. 道路状況または天候状況の急激な変化

（2）不注意または無配慮運転¹³（careless or inconsiderate driving）致死

略式裁判の場合の刑の上限：レベル5の罰金および／または6月の拘禁

正式起訴裁判の場合の刑の上限：5年

【犯罪の重さ（有責性と損害）】

A. 出発点の確定

行為の性質の例	S.P.	量刑幅
瞬間的な不注意から生じた不注意または無配慮運転で、加重要因がない場合	CO(中) ¹⁴	CO(軽) - CO(重)
不注意または無配慮運転のその他の場合	刑事法院	CO(重) - 刑事法院
まったく危険運転ではない不注意または無配慮運転	刑事法院	刑事法院

11 罰金刑は、レベル（Level）による表記方法と枠（Band）による表記方法がある。レベルについては、脚注10を参照。CJA 2003, s. 164（2）によれば、罰金額は犯罪の重さを反映しなければならないとされているが、罰金がさまざまな財政状況にいる行為者に等しいインパクトをもつようにするために、裁判所は、行為者の財政状況を考慮するものとされる（ss. 164（1） and 164（4））。このような要請を満たすため、量刑決定者は、ガイドラインの適用により、犯罪の重さに応じてA・B・Cの罰金枠（fine band）のいずれかを選択し、その枠の中で、犯罪の重さを位置づけて額を決定する。A枠は、行為者の1週あたりの収入（relevant weekly income）の50パーセントを出発点とし、量刑幅を25-75パーセントとする。B枠は、1週あたりの収入の100パーセントを出発点とし、量刑幅を75-125パーセントとする。C枠は、1週あたりの収入の150パーセントを出発点とし、量刑幅を125-175パーセントとする。行為者の1週あたりの収入とは、①行為者が雇用主から収入を得または自営業である場合で、かつ税金および国民保険を控除して、週に100ポンド（2008年11月現在で約1万4,000円）を超える収入がある場合には、その実収入であり、②行為者が給付金（benefit）を受けまたは行為者が雇用主から収入を得または自営業である場合で、かつ①の諸費用の控除後に、週あたり100ポンド以下の収入である場合には、一律に100ポンドとなる。

B. 加重要因および軽減要因の考慮

重い責任を示す要因

1. 有効な免許の事項とは一致しない運転、無資格運転、無保険運転、同意のない車両使用、盗難車の運転のような他の犯罪を同時に行った、2. 自動車運転犯罪で過去に有罪判決があり、とくに悪質運転を含む場合、3. 不停止または他の者が運転していたという虚偽の主張のような無責任な態度

損害の程度が重いことを示す要因

1. 犯罪の結果、2人以上が死亡した、2. 死亡の他、1人または複数の者に重大な傷害が生じた

低い責任を示す要因

1. 行為者が衝突で重傷を負った、2. 被害者が近い友人または親戚であった、3. 被害者または第三者の行為が犯罪遂行に寄与した、4. 行為者の運転経験の欠如が、衝突の発生および／または死亡結果の蓋然性に著しく寄与した、5. 運転が、抗弁には至らない程の真の緊急状態への対応だった

（3）無免許・無資格または無保険運転者による運転致死¹⁵

略式裁判の場合の刑の上限：レベル5の罰金および／または6月の拘禁

正式起訴裁判の場合の刑の上限：2年

【犯罪の重さ（有責性と損害）】

A. 出発点の確定

12 表中の点数は、資格剥奪（disqualification）に関わるものである。運転資格剥奪には、一定の重大な犯罪については、それだけで自動的に一定期間、資格が剥奪されるものと、加算式（totting up）で、12点になったときに3年間、資格が剥奪されるもの、量刑決定者の裁量により資格が剥奪されるものがある。例えば、危険運転での有罪判決では、期間経過後、拡大運転テスト（extended driving test）に合格するまで資格が剥奪される。

13 Road Traffic Act 1988, s. 2B.

14 Community Orderの略。従来、刑種の1つであるcommunity sentenceはさまざまな命令からなっていたが、2003年刑事裁判法で、さまざまな要求（requirement）を内容とする、このコミュニティ・オーダーに代わった。要求は、無報酬労働、行動、プログラム受講、行動禁止、夜間外出禁止、排除、居住、精神治療、薬物リハビリテーション、アルコール治療、保護観察、行為者が25歳未満の場合には会合センター（attendance center）への出席を内容とし、1つまたは複数の要求が科せられる。コミュニティ・オーダーは、軽・中・重の3つのランクがあり、無報酬労働を例にとれば、軽の場合は40-80時間、中の場合は80-150時間、重の場合は150-300時間というように要求の程度が異なる。

15 Road Traffic Act 1988, s. 3ZB.

行為の性質の例	S.P.	量刑幅
行為者が無免許または無保険で、加重要因がない場合	CO(中)	CO(軽) - CO(重)
行為者が無免許または無保険で、下記の一覧から少なくとも1つの加重要因がある場合	26週の拘禁	CO(重) - 刑事法院
行為者に運転資格がない場合、または、無免許もしくは無保険でかつ下記の一覧から2つ以上の加重要因がある場合	刑事法院	刑事法院

B. 加重要因および軽減要因の考慮

重い責任を示す要因

1. 自動車運転犯罪で過去に有罪判決があり、とくに悪質運転または今回の有罪判決の一部をなす犯罪と同種の犯罪を含む場合、2. 不停止または他の者が運転していたという虚偽の主張のような無責任な態度

損害の程度が重いことを示す要因

1. 犯罪の結果、2名以上が死亡した、2. 死亡の他、1人または複数の者に重大な傷害が生じた

低い責任を示す要因

1. 運転の決意が、抗弁には至らない程の真の緊急状態によってもたらされた、2. 行為者が、自分は保険に加入しまたは運転免許を得ていたと純粋に信じていた、3. 衝突の結果、行為者が重傷を負った、4. 被害者が近い友人または親戚だった

（4）危険運転¹⁶

略式裁判の場合の刑の上限：レベル5の罰金および／または6月の拘禁

正式起訴裁判の場合の刑の上限：2年

【犯罪の重さ（有責性と損害）】

A. 出発点の確定

¹⁶ Road Traffic Act 1988, s. 2.

行為の性質の例	S.P.	量刑幅
単発事故で、傷害の実害または危険がほとんどまたはまったくない場合	CO(中)	CO(軽) - CO(重) 12-15月の資格剥奪
とくに交通量の多い道路または市街地における、スピード超過または人目を引く行為を含む事故、または単発事故で、傷害の実害もしくは危険がほとんどもしくはまったくないが、行為者が無資格運転者であった場合	12週の拘禁	CO(重) - 26週の拘禁
他の者の安全を故意に無視したことを含む長時間の悪質運転、またはとくに交通量の多い道路または市街地における無資格運転者によるスピード超過または人目を引く行為を含む事故、または警察に追跡されている間の、上記項目に掲げられた運転	刑事法院	刑事法院

B. 加重要因および軽減要因の考慮

重い責任を示す要因

1. 他の者からの警告を無視した、2. 飲酒または薬物摂取の証拠、3. 運転中に他の作業を行っていた、4. 乗客の輸送または重い積載、5. 疲労、6. 前方車両への過剰な接近、レース、不適切な追い越しの試みまたは追い越し後の割り込みのような攻撃的運転、7. 行為者の運転技量を著しく欠損させる医学的状況にあることを知りながらの運転、8. メンテナンスの不十分なまたは危険な積載をした車両の運転で、とくに営利的関心を動機とする場合

損害の程度が重いことを示す要因

1. 他の者への傷害、2. 他の車両または財物への損害

低い責任を示す要因

1. 真の緊急状態、2. スピード超過をしていない、3. 運転者の無責任さよりも未経験に起因する犯罪だった

（5）無資格運転¹⁷(略式裁判のみ)

刑の上限：レベル5の罰金および／または6月の拘禁

免許証への違反事項必要的記載および任意的資格剥奪。資格剥奪をしない場合、6点の賦課

【犯罪の重さ（有責性と損害）】

A. 出発点の確定

17 Road Traffic Act 1988, s. 103.

行為の性質の例	S.P.	量刑幅
禁止期間が完全に終了したが、再テストを受けていなかった場合	CO(軽)	C 枠の罰金 - CO(中) 6点または3 - 6月の資格剥奪
すでに服された禁止期間の延長	CO(重)	CO(中) - 12週の拘禁 現在の禁止が終了した後、6 - 12月の資格剥奪延期
禁止が最近言い渡された	12週の拘禁	CO(重) - 26週の拘禁 現在の禁止が終了した後、12 - 18月の資格剥奪延期

B. 加重要因および軽減要因の考慮

重い責任を示す要因

1. テストに合格したことがない、2. 計画的で長期の違反、3. 禁止期間中に車両を獲得した、4. 報酬のための運転

損害の程度が重いことを示す要因

1. 運転距離、2. 悪質運転が伴ったことの証拠がある、3. 事故に付随した

低い責任を示す要因

1. 資格剥奪が科されたときに被告人がその場に在席せず、禁止を知らなかったことに真に理由がある、2. 真の緊急状態が証明された

（6）過度のアルコール摂取（運転または運転しようとした場合）¹⁸（略式裁判のみ）
刑の上限：レベル5の罰金および／または6月の拘禁

- ・12月以上の免許証への違反事項必要的記載および必要的資格剥奪
- ・行為者が、56日の期間で2つ以上の、または過去3年間で2つを超える資格を剥奪されていた場合は、2年以上の必要的資格剥奪
- ・行為者が、過去10年で関連犯罪で有罪判決を受けていた場合は、3年以上の必要的資格剥奪

【犯罪の重さ（有責性と損害）】

A. 出発点の確定

18 原文は、attempt to drive であるが、わが国で想定する、実行の着手によって画される「未遂」は、この犯罪が挙動犯であることを考えると適切ではなく、より広く準備行為を含む（前掲・『英米法辞典』を参照）ように思われるため、「未遂」の語をあてなかった。

アルコールのレベル			S.P.	量刑幅	資格剥奪	10年以内に2度目の犯罪があった場合の資格剥奪
呼気(mg)	血中(ml)	尿(ml)				
36-59	81-137	108-183	C 枠の罰金	C 枠の罰金	12-16月	36-40月
60-89	138-206	184-274	C 枠の罰金	C 枠の罰金	17-22月	36-46月
90-119	207-275	275-366	CO (中)	CO(軽) - CO(重)	23-28月	36-52月
120-150以上	276-345以上	367-459以上	12週の拘禁	CO(重) - 26週の拘禁	29-36月	36-60月

B. 加重要因および軽減要因の考慮

重い責任を示す要因

1. 大型運搬車両、大型貨物車両、公共輸送機関等、2. 道路状況または天候状況の悪さ、3. 乗客の輸送中、4. 賃金または報酬のための運転、5. 許されない運転基準の証拠がある

損害の程度が重いことを示す要因

1. 事故に付随した、2. 学校等に近い場所、3. 近くでの交通量・歩行者数が多い

低い責任を示す要因

1. 真の緊急状態であったことが証明された、2. アルコール含有飲料であった、3. 運転距離が非常に短い

（7）過度のアルコール摂取¹⁹（運転を伴わない場合。ただし、運転の蓋然性がまったくないことが証明できた場合等を除く）（略式裁判のみ）

刑の上限：レベル4の罰金および／または3月の拘禁

免許証への違反事項必要的記載および任意的資格剥奪。資格剥奪をしない場合、10点の賦課

【犯罪の重さ（有責性と損害）】

A. 出発点の確定

¹⁹ Road Traffic Act 1988, s. 5(1)(b).

アルコールのレベル			S.P.	量刑幅
呼気(mg)	血中(ml)	尿(ml)		
36-59	81-137	108-183	B 枠の罰金	B 枠の罰金 10点
60-89	138-206	184-274	B 枠の罰金	B 枠の罰金 10点または資格剥奪の考慮
90-119	207-275	275-366	C 枠の罰金	C 枠の罰金 - CO(中) 6月以下の資格剥奪の考慮または10点
120-150以上	276-345以上	367-459以上	CO(中)	CO(軽) - 6週の拘禁 6-12月の資格剥奪

B. 加重要因および軽減要因の考慮

重い責任を示す要因

1. 大型運搬車両、大型貨物車両、公共輸送機関等、
2. 運転能力の著しい欠損、
3. 運転の蓋然性が高い、
4. 賃金または報酬のための運転

低い責任を示す要因

1. 運転の蓋然性が低い

（8）不停止／事故不報告²⁰（略式裁判のみ）

刑の上限：レベル5の罰金および／または6月の拘禁

免許証への違反事項必要的記載および任意的資格剥奪。資格剥奪をしない場合、5-10点の賦課

【犯罪の重さ（有責性と損害）】

A. 出発点の確定

行為の性質の例	S.P.	量刑幅
軽度の損害／傷害または現場で停止したが、詳細の情報不交換または不報告	B 枠の罰金	B 枠の罰金 5-6点
中度の損害／傷害または不停止および不報告	C 枠の罰金	C 枠の罰金 7-8点 資格剥奪の考慮
重度の損害・傷害および／または悪質運転の証拠がある	CO(重)	C 枠の罰金-26週の拘禁 6-12月の資格剥奪または9-10点

B. 加重要因および軽減要因の考慮

重い責任を示す要因

1. 飲酒または薬物の証拠／テスト回避、
2. 傷害の惹起の確定的／不確定的な認

²⁰ Road Traffic Act 1988, s. 170(4).

識があった、3. 負傷した当事者を現場に残した、4. 虚偽の説明

低い責任を示す要因

1. 身元が知られていると信じていた、2. 報復を真に恐れていたという事情がある、3. 事後報告をした

（9）分析標本の不提供²¹（運転／運転しようとした場合）（略式裁判のみ）

【犯罪の重さ（有責性と損害）】

刑の上限：レベル5の罰金および／または6月の拘禁

免許証への違反事項記載および資格剥奪については、（6）（本稿8頁）と同一

A. 出発点の確定

B. 加重要因および軽減要因の考慮

行為の性質の例	S.P.	量刑幅	資格剥奪	10年以内に2度目の犯罪があった場合の資格剥奪
免責事由があると誠実に思料したが不合理であったときの、被告人によるテストの拒否	C 枠の罰金	C 枠の罰金	12-16月	36-40月
故意の拒否または故意の不提供	CO（軽）	C 枠の罰金 - CO（重）	17-28月	36-52月
運転能力欠損の証拠がある場合の故意の拒否または故意の不提供	12週の拘禁	CO（重）- 26週の拘禁	29-36月	36-60月

重い責任を示す要因

1. 許されない運転基準の証拠がある、2. 大型運搬車両、大型貨物車両、公共輸送機関等、3. 明白な酩酊状態、4. 賃金または報酬のための運転

損害の程度が重いことを示す要因

1. 事故に付随した

低い責任を示す要因

1. 真に標本提供をしようとしたが、うまくいかなかった

21 Road Traffic Act 1988, s. 7(6).

（10）分析標本の不提供²²（運転を伴わない場合。ただし、運転の蓋然性がまったくないことが証明できた場合等を除く）（略式裁判のみ）

刑の上限：レベル4の罰金および／または3月の拘禁

免許証への違反事項必要的記載および任意的資格剥奪。資格剥奪をしない場合、10点の賦課

【犯罪の重さ（有責性と損害）】

A. 出発点の確定

行為の性質の例	S.P.	量刑幅
免責事由があると誠実に思料したが不合理であったときの、被告人によるテストの拒否	B 枠の罰金	B 枠の罰金 10点
故意の拒否または故意の不提供	C 枠の罰金	C 枠の罰金 - CO(中) 資格剥奪の考慮または10点
故意の拒否または故意の不提供で、運転能力欠損の証拠がある場合	CO(中)	CO(軽) - 6 週の拘禁 6 - 12月の資格剥奪

B. 加重要因および軽減要因の考慮

重い責任を示す要因

1. 明白な酩酊状態、2. 大型運搬車両、大型貨物車両、公共輸送機関等、3. 運転の蓋然性が高い、4. 賃金または報酬のための運転

低い責任を示す要因

1. 真に標本提供をしようとしたが、うまくいかなかった、2. 運転の蓋然性が低い

（11）保険不加入²³（略式裁判のみ）

刑の上限：レベル5の罰金

免許証への違反事項必要的記載および任意的資格剥奪。資格剥奪をしない場合、6 - 8 点の賦課

【犯罪の重さ（有責性と損害）】

A. 出発点の確定

行為の性質の例	S.P.	量刑幅
保険をかけずに道路またはその他の公共の場で原付車両を用いた	C 枠の罰金	C 枠の罰金 6 点 - 12月の資格剥奪

22 Road Traffic Act 1988, s. 7 (6).

23 Road Traffic Act 1988, s. 143.

B. 加重要因および軽減要因の考慮

重い責任を示す要因

1. テストに合格したことがない、2. 虚偽の説明をした、3. 大型運搬車両、大型貨物車両、公共輸送機関等、4. 賃金または報酬のための運転、5. 継続的な無保険利用の証拠がある

損害の程度が重いことを示す要因

1. 事故に付随した、2. 事故の結果、傷害が生じた

低い責任を示す要因

1. 他の者に保険の残余を提供する責任があった、2. 真に誤解していた、3. 更新せずに間もない、または保険があったときに、車両の詳細を書き換えなかった、4. 車両が運転されなかった

(12) スピード違反²⁴(略式裁判のみ)

刑の上限：レベル3の罰金（高速道路の場合はレベル4）

免許証への違反事項必要的記載および任意的資格剥奪。資格剥奪をしない場合、3 - 6点の賦課

【犯罪の重さ（有責性と損害）】

A. 出発点の確定²⁵

制限速度	記録された速度		
	21(34) - 30(48)	31(50) - 40(64)	41(66) - 50(80)
20(32)	21(34) - 30(48)	31(50) - 40(64)	41(66) - 50(80)
30(48)	31(50) - 40(64)	41(66) - 50(80)	51(82) - 60(97)
40(64)	41(66) - 55(89)	56(90) - 65(105)	66(106) - 75(121)
50(80)	51(82) - 65(105)	66(106) - 70(113)	76(122) - 85(137)
60(97)	61(98) - 80(129)	81(130) - 90(145)	91(146) - 100(160)
70(113)	71(114) - 90(145)	91(146) - 100(160)	101(163) - 110(177)
S.P.	A 枠の罰金	B 枠の罰金	B 枠の罰金
量刑幅	A 枠の罰金	B 枠の罰金	B 枠の罰金
点数/資格剥奪	3点	4 - 6点または7 - 28日の資格剥奪	7 - 56日の資格剥奪または6点

24 Road Traffic Regulation Act 1984, s. 89(10)

B. 加重要因および軽減要因の考慮

重い責任を示す要因

1. 道路状況または天候状況の悪さ、2. 大型運搬車両、大型貨物車両、公共輸送機関等、3. キャラバン／トレーラーを牽引していた、4. 乗客の輸送または重い積載、5. 賃金または報酬のための運転、6. スピード超過運転の許されない基準の証拠がある

損害の程度が重いことを示す要因

1. 学校等に近い場所、2. 近くでの交通量・歩行者数が多い

低い責任を示す要因

1. 真の緊急状態が証明された

（13）飲酒または薬物による不適格²⁶（運転／運転しようとした場合）（略式裁判のみ）

刑の上限：レベル5の罰金および／または6月の拘禁

免許証への違反事項記載および資格剥奪については（6）（本稿8頁）と同一

【犯罪の重さ（有責性と損害）】

A. 出発点の確定

行為の性質の例	S.P.	量刑幅	資格剥奪	10年以内に2度目の犯罪があった場合の資格剥奪
中程度の運転能力の欠損だったとの証拠があり、加重要因がない	C 枠の罰金	C 枠の罰金	12-16月	36-40月
中程度の運転能力の欠損だったとの証拠があり、下記の一覧から1つ以上の加重要因がある	C 枠の罰金	C 枠の罰金	17-22月	36-46月
高度の運転能力の欠損だったとの証拠があり、加重要因がない	CO(中)	CO(軽) - CO(重)	23-28月	36-52月
高度の運転能力の欠損だったとの証拠があり、下記の一覧から1つ以上の加重要因がある	12週の拘禁	CO(重) - 26週の拘禁	29-36月	36-60月

25 なお、原典の速度表記は、マイル／時であるが、ここでは、1マイルを1.6093キロメートルとして換算し、小数点第1位を四捨五入した数値を（ ）内に記入した。その単位は、キロメートル／時である。

B. 加重要因および軽減要因の考慮

重い責任を示す要因

1. 大型運搬車両、大型貨物車両、公共輸送機関等、2. 道路状況または天候状況の悪さ、3. 乗客の輸送中、4. 賃金または報酬のための運転、5. 許されない運転基準の証拠がある

損害の程度が重いことを示す要因

1. 事故に付随した、2. 学校等に近い場所、3. 近くでの交通量・歩行者数が多い

低い責任を示す要因

1. 真の緊急状態であったことが証明された、2. アルコール含有飲料であった、3. 運転距離が非常に短い

（14）飲酒または薬物による不適格²⁷（運転を伴わない場合。ただし、運転の蓋然性がまったくないことが証明された場合等を除く）（略式裁判のみ）

刑の上限：レベル4の罰金および／または3月の拘禁

免許証への違反事項必要的記載および任意的資格剥奪。資格剥奪をしない場合、10点の賦課

【犯罪の重さ（有責性と損害）】

A. 出発点の確定

行為の性質の例	S.P.	量刑幅
中程度の運転能力の欠損だったとの証拠があり、加重要因がない	B 枠の罰金	B 枠の罰金 10点
中程度の運転能力の欠損だったとの証拠があり、下記の一覧から1つ以上の加重要因がある	B 枠の罰金	B 枠の罰金 10点または資格剥奪の考慮
高度の運転能力の欠損だったとの証拠があり、加重要因がない	C 枠の罰金	C 枠の罰金 - CO(中) 10点または資格剥奪の考慮
高度の運転能力の欠損だったとの証拠があり、下記の一覧から1つ以上の加重要因がある	CO(重)	CO(中) - 12週の拘禁 資格剥奪の考慮または10点

B. 加重要因および軽減要因の考慮

重い責任を示す要因

1. 大型運搬車両、大型貨物車両、公共輸送機関等、2. 運転の蓋然性が高い、3. 賃金または報酬のための運転

26 Road Traffic Act 1988, s. 4(1).

27 Road Traffic Act 1988, s. 4(2).

低い責任を示す要因

1. 運転の蓋然性が低い

4 「交通死亡事故（運転致死）」についてのガイドライン²⁸

（1）危険運転致死罪²⁹

制定法上の定義³⁰：「危険運転」とは、運転の基準が、有能かつ注意深い運転者に期待されるものを大きく下回り、有能かつ注意深い運転者には、そのような運転が危険であることが明らかである場合をいう。

刑の上限：14年以下の拘禁刑

強制的な拡大再テストを伴う2年以上の資格剥奪

犯罪の性質	S.P.	量刑幅
レベル1 もっとも重い犯罪であり、道路規則を無視する意図的な決意（または甚だしい無視）および他の者に生じる大きな危険のあからさまな無視を含む運転	8年の拘禁	7 - 14年の拘禁
レベル2 危険状態の著しい虞を生じさせる運転	5年の拘禁	4 - 7年の拘禁
レベル3 危険状態の著しい虞を生じさせる運転 [運転の有責性がこのレベルよりも顕著に低い場合は、不注意運転致死のもっとも重いレベルについての出発点と量刑幅を参照するものとする]	3年の拘禁	2 - 5年の拘禁

他の加重要因

1. 自動車運転犯罪で過去の有罪判決があり、とくに悪質運転または運転前の過剰なアルコール／薬物の摂取を含む場合、2. 犯罪の結果、2人以上が死亡した、3. 死亡の他、1人または複数の者に重大な傷害が生じた、4. 警告の無視、5. 有効な免許の事項とは一致しない運転すなわち無資格運転、無保険運転、同意のない車両使用、盗難車の運転のような他の犯罪を同時に行った、6. 不停止、被害者の1人が衝突に責任があるという虚偽の主張をしまたは逃亡のためにハンドルを切っ

28 最終版は2008年7月に公布された。

29 Road Traffic Act 1988 (section 1)

30 Causing Death by Driving, Definitive Guideline, 2008, p.18.

て被害者を車から投げ出そうとするような行為者の無責任な態度、7. 発覚または逮捕を避けようと車で立ち去った

他の軽減要因

1. アルコール／薬物を知らずに摂取した、2. 行為者が衝突で重傷を負った、3. 被害者が近い友人または親族であった、4. 被害者または第三者の行動が、衝突の発生および／または死亡結果の蓋然性に著しく寄与した、5. 行為者の運転経験の欠如が犯罪遂行に寄与した、6. 運転が、抗弁には至らない程の真の緊急状態への対応であった

（2）飲酒もしくは薬物影響下での不注意運転致死、または、分析のための標本不提供もしくは血液標本の分析不許可³¹

制定法上の定義³²：「不注意運転」とは、有能かつ注意深い運転者に期待されるものを大きく下回る運転をいう

刑の上限：14年の拘禁刑

強制的な拡大再テストを伴う2年以上の資格剥奪

アルコールの法定限度が、呼気中35 μg （血中80mg および尿中107mg）	瞬間的な不注意から生じた不注意／無思慮運転で加重要因のない場合	不注意／無思慮運転の他の事案	不注意／無思慮運転で、危険にはまったく至らない場合
71 μg 以上のアルコール／多量の薬物または故意の標本不提供で、著しい運転能力欠損の証拠がある場合	S.P. 6年の拘禁 量刑幅 5 - 10年の拘禁	S.P. 7年の拘禁 量刑幅 6 - 12年の拘禁	S.P. 8年の拘禁 量刑幅 7 - 14年の拘禁
51 - 70 μg のアルコール／中程度量の薬物量または故意の標本不提供	S.P. 4年の拘禁 量刑幅 3 - 7年の拘禁	S.P. 5年の拘禁 量刑幅 4 - 8年の拘禁	S.P. 6年の拘禁 量刑幅 5 - 9年の拘禁
35 - 50 μg のアルコール／少量の薬物または誠実に思料したが不合理な信念によるテスト拒否	S.P. 18月の拘禁 量刑幅 26週 - 4年の拘禁	S.P. 3年の拘禁 量刑幅 2 - 5年の拘禁	S.P. 4年の拘禁 量刑幅 3 - 6年の拘禁

他の加重要因

1. 有効な免許の事項とは一致しない運転すなわち無資格運転、無保険運転、同意のない車両使用、盗難車の運転のような他の犯罪を同時に行った、2. 自動車運転犯罪で過去に有罪判決があり、とくに悪質運転または運転前の過剰なアルコール／

31 Road Traffic Act 1988, s. 3A.

32 Causing Death by Driving, *op.cit.*, p.18.

薬物の摂取を含む場合、3. 犯罪の結果、2人以上が死亡した、4. 死亡の他、1人または複数の者に重大な傷害が生じた、5. 不停止または被害者の1人が衝突に責任があるという虚偽の主張のような無責任な態度

他の軽減要因

1. アルコール／薬物を知らずに摂取した、2. 行為者が、衝突で重傷を負った、3. 被害者が近い友人または親族であった、4. 被害者または第三者の行動が、衝突の発生および／または死亡結果の蓋然性に著しく寄与した、5. 運転が、抗弁には至らない程の真の緊急状態への対応であった

（3）不注意または無配慮運転致死³³

制定法上の定義³⁴：不注意の定義は、前項（2）を参照。他の者に対する合理的な配慮のない運転とは、ある者の運転により他の者が迷惑をかけられた場合をいう。

刑の上限：5年の拘禁刑

12月以上の資格剥奪、裁量的再テスト

犯罪の性質	S.P.	量刑幅
不注意または無配慮運転で、危険運転にはまったく至らない場合	15月の拘禁	36週 - 3年の拘禁
不注意または無配慮運転の他の事案	36週の拘禁	CO(重) - 2年の拘禁
瞬間的な不注意から生じる不注意運転または無配慮運転で、加重要因がない場合	CO(中)	CO(軽) - CO(重)

他の加重要因

1. 有効な免許の事項とは一致しない運転すなわち無資格運転、無保険運転、同意のない車両使用、盗難車の運転のような他の犯罪を同時に行った、2. 自動車運転犯罪で過去に有罪判決があり、とくに悪質運転を含む場合、3. 犯罪の結果、2人以上が死亡した、4. 死亡の他、1人または複数の者に重大な傷害が生じた、5. 不停止または他の者が運転していたという虚偽の主張のような無責任な態度

他の軽減要因

1. 行為者が、衝突で重傷を負った、2. 被害者が近い友人または親族であった、

³³ Road Traffic Act 1988, s. 2B. この犯罪類型は、3 治安判事裁判所ガイドライン（2）と同一であるが、重大な場合であるために犯罪の重さに関する表が異なるのはもちろん、加重要因・軽減要因も若干異なる。

³⁴ Causing Death by Driving, *op.cit.*, p.18.

3. 被害者または第三者の行動が、犯罪遂行に寄与した、4. 行為者の運転経験の欠如が、衝突の発生および／または死亡結果の蓋然性に著しく寄与した、5. 運転が、抗弁には至らない程の真の緊急状態への対応であった

（4）無免許・無資格または無保険運転者による運転致死³⁵

刑の上限：2年の拘禁刑

12月以上の資格剥奪、裁量的再テスト

犯罪の性質	S.P.	量刑幅
行為者が運転資格を剥奪されていた、または、行為者が無免許若しくは無保険で下記の一覧から2つ以上の加重要因がある	12月の拘禁	36週 - 2年の拘禁
行為者が無免許または無保険で下記の一覧から少なくとも1つの加重要因がある	26週の拘禁	CO(重) - 36週の拘禁
行為者が無免許または無保険で加重要因がない	CO(中)	CO(軽) - CO(重)

他の加重要因

1. 自動車運転犯罪で過去に有罪判決があり、悪質運転または今回の有罪判決の一部をなす犯罪（無免許・無資格または無保険運転）と同種の犯罪を含む場合、
2. 犯罪の結果、2人以上が死亡した、
3. 死亡の他、1人または複数の者に重大な傷害が生じた、
4. 不停止または他の者が運転していたという虚偽の主張のような無責任な態度

他の軽減要因

1. 運転の決意が、抗弁には至らない程の真の緊急状態によってもたらされた、
2. 行為者が、自分は保険に加入しまたは運転免許があると純粹に信じていた、
3. 行為者が、衝突で重傷を負った、
4. 被害者が近い友人または親族であった

[2008年12月15日 脱稿]

(人文社会科学研究所准教授)

[追記] 本稿は、平成20年度科学研究費補助金（基盤研究（B）課題番号20330013 研究代表者 岡上雅美）による研究成果の一部である。

³⁵ Road Traffic Act 1988, s. 3ZB. この犯罪類型は、3 治安判事裁判所ガイドライン（3）と同一であるが、重大な場合であるために犯罪の重さに関する表が異なるのはもちろん、加重要因・軽減要因も若干異なる。